

【表紙】	
【提出書類】	大量保有報告書
【根拠条文】	法第27条の23第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	ホワイト&ケース法律事務所 弁護士 文永 智子
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区神田錦町一丁目19番地1 神田橋パークビルディング
【報告義務発生日】	平成20年4月1日
【提出日】	平成20年5月2日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	該当なし

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	三井住友海上グループホールディングス株式会社
証券コード	8725
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京、大阪、名古屋

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人(海外パートナーシップ)
氏名又は名称	ブランドス・インベストメント・パートナーズ・エル・ピー (Brandes Investment Partners, L.P.)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国、カリフォルニア州92130、サンディエゴ、エル・カミノ・レアル11988、500号室 (11988 El Camino Real, Suite 500, San Diego, CA 92130 U.S.A.)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	1996年5月1日
代表者氏名	イアン・エヌ・ローズ
代表者役職	ジェネラル・カウンセル
事業内容	アメリカ合衆国登録投資顧問業者

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ホワイト&ケース法律事務所 弁護士 文永 智子
電話番号	03(3259)0200

(2) 【保有目的】

提出者は、長期的投資者として、状況に応じて発行者を含む投資対象会社と、企業統治、重要な戦略上の決断、及び資本政策について話し合いをしたり、アイデアの提供を行ったりする可能性がある。最終的な目的は株主としての利益享受の増進のため発行者と協働することにある。提出者は、最終手段として、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項に定める重要提案行為等を発行者に対して正式に行うことを検討する可能性がある。

(3) 【重要提案行為等】

現在のところ具体的な重要提案事項はありません。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			54,132,685.8
新株予約権証券(株)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 54,132,685.8
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		54,132,685.8

保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U
---	---

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成20年4月1日現在)	421,320,739
上記提出者の 株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)	12.85
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	-

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成20年4月1日	株券	8,607	0.00%	市場内	処分	

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	0
借入金額計(X)(千円)	0
その他金額計(Y)(千円)	186,227,743
上記(Y)の内訳	顧客資金
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	186,227,743

【借入金の内訳】

該当なし

【借入先の名称等】

該当なし
